

福島県犯罪被害者等支援計画の概要

第1章 計画の基本的事項

○計画の位置付け

福島県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

○基本方針

- ①個人としての尊厳の尊重 ②事情に応じた適切な支援
- ③途切れることのない必要な支援の提供

○計画の期間

令和4年度から令和7年度まで（4か年）

○進行管理

毎年実施状況を取りまとめ、第三者による「福島県犯罪被害者等支援計画有識者会議」を設置して検証を行う。

第2章 犯罪被害者等の現状

○県内における犯罪被害者等の状況

- ・県内の刑法犯認知件数及び重要犯罪認知件数は年々減少している。
- ・一方で、（公社）ふくしま被害者支援センターにおける相談支援件数（電話相談、面接相談、直接的支援）は増加傾向にあり、中でも性犯罪・性暴力被害に関する電話相談件数の増加が大きい。

第3章 施策推進の考え方

○基本目標

「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」

○施策の柱

条例（第12条～第27条）において定めた「基本施策」を取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進する。

施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

第4章 具体的な施策の内容（主なもの）

施策の柱1

相談及び情報の提供等（第12条関係）

○ワンストップで相談対応できる体制の整備

県総合的対応窓口において、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。また、大規模事案や中長期的な支援に当たり、関係機関との「支援の調整を行うための会議」を開催する。

○性犯罪等被害者支援の体制の充実・強化

性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける24時間365日の支援体制の確保等、支援体制の強化を図る。

○市町村における支援体制の充実に向けた取組

市町村における条例の制定や施策一覧表の作成を促進するとともに、「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、配布するなど、市町村における支援体制の充実及び連携の強化を図る。

施策の柱2

経済的負担の軽減（第18条関係）

○犯罪被害者等見舞金制度等の創設及び運用

犯罪被害者等に対し、市町村と連携して見舞金及び転居費用を支給する制度を創設、運用することで、被害直後における経済的な負担の軽減を図る。

施策の柱3

心身に受けた影響からの回復支援（第14条関係）

○カウンセリングの充実

犯罪被害者等が心身に受けた影響の回復を支援するため、カウンセリング費用の公費負担のほか、各種保健医療・福祉サービス、スクールカウンセラー等との連携により支援の充実を図る。

施策の柱4

県民の理解の増進（第22条関係）

○県民の理解の増進

講演会の開催や広報啓発用リーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣などにより、犯罪被害者支援に関する県民の理解の増進を図る。